

# 岡山大学電子計算機研究会会則

起草中

## (名称)

第1条 団体（「以下「本団体」という。）は、「岡山大学電子計算機研究会」と称する。

## (目的)

第2条 パソコンを使用した様々な製作活動を中心として、部員との交流、外部への展示などをを行う。

## (活動)

第3条 第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) パソコンを使用した様々な製作活動
- 2) 岡山大学祭への参加
- 3) 知識交換、部員交流を目的としたイベントの実施
- 4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

## (構成員)

第4条 本団体は、岡山大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

## (入部)

第5条 入部する者は、部長にその旨を伝えることで、任意に入部することができる。

## (退部)

第6条 退部する者は、部長にその旨を伝えることで、任意に退部することができる。

第7条 幹部である者は退部に際して、後任を選出し引継ぎを行うように求める。

第8条 部員が次の各号のいずれかに該当するときは、退部したものとみなす。

- 1) 部費を、会計の定める日付以内に納付しないとき

## (会費)

第9条 現役部員は活動のために、会計の定める日付に、次に定める額の部費を納めるものとする。

- 1) 5,000円/毎半期

## (幹部)

第10条 本団体には次の幹部を置く。ただし、必要がある場合はその他の幹部を置くことができる。

- 1) 本団体の代表者として、部長
- 2) 部長の補佐として、副部長
- 3) 会計と調達として、会計
- 4) 幹事総会への対応として、幹事

第11条 部長は前部長が指名することで選出し、その他幹部は部長が指名するものとする。

第12条 幹部の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (部会)

第13条 この会の部会は、部員によって構成されるものとする。

第14条 部会は次の事柄について議決する。

- 1) 会則の変更
- 2) 会計報告
- 3) 予算分配
- 4) 新規企画
- 5) 議決に関する異議申し立て
- 6) 議題募集フォームに投稿された議題
- 7) その他会の運営に関する重要事項

第15条 部会の議事は、出席した現役部員の過半数をもって決す。

(議事の通知と異議)

第16条 部会の議決事項は、議決後3日以内に全部員に通知しなければならない。

第17条 部員は、前項の議決事項に異議がある場合、通知後7日以内に幹部に異議を申し立てることができる。

第18条 幹部は前項の要求を受けた場合は、次の部会で再度付議しなければならない。

(幹部会)

第19条 幹部会は幹部をもって構成する。

第20条 幹部会は次の事柄について議決する。

- 1) 部会の議決した事項の執行に関する事項
- 2) その他総会の議決を要しない業務の執行
- 3) 会則変更の前審査

(会計及び決算)

第21条 会計年度は4月から翌年3月までとする。

第22条 会計年度の終了後、1か月以内に部会で会計報告を行い、承認を得るものとする。

(罰則)

第23条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- 1) 幹部が、職務を遂行しなかったとき
- 2) 部の活動を著しく妨害したとき
- 3) 学生としての本分に反する行為があったとき
- 4) その他、部長が著しく問題があると認めたとき

(委任)

第24条 この会則に定めのない事項は、部会の議決を経て、部長が別に定める。

(会則の変更)

第25条 会則の変更は、幹部会の前審査を経た後、部会の承認を得るものとする。